

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 1 1 号  
2 0 1 6 年 1 1 月 1 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

「仕業検査伝達・連絡ルート及び修繕作業内容等の変更」に関する申し入れ

会社は10月3日よりSEKとの連絡方法・体制及び作業内容を変更してきた。しかし、申告班における業務量増加や会社説明会での説明と現場での実態が違ってきている。

10月に入って行われた「床下ゴミ箱投入口の一斉点検」では、当初SEKも点検していたが、「契約にない」との理由でやらなくなるなど職場は混乱している。

また、SEKが客室検査及び客室内修繕担当にもかかわらず、故障報告書の必要な検査を行わなかったり、客室内における修繕業務も蛍光灯の交換等の軽微なものしか行わない状況となっている。

会社・当直は自ら都合のいい作業指示しか行わず、「ケースバイケース」でSEKの作業を申告班にも作業指示している。その為、SEKとの業務・請負関係があやふやになり職場は混乱している。また新幹線関西サービックとの間でも同様の事象がある。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 何故、10月3日よりSEKの連絡方法・体制が変更になったのか、また作業内容が変更となった事に関し、SEKとの契約内容も含めて明らかにすること。
2. 内幌仮修繕作業（内幌フック含む）や運転室作業（運転室蛍光灯取替作業を除く）及び床下機器作業などを何故、SEKの修繕作業から外したのか明らかにすること。
3. 上記作業を申告班が担当するのであれば、申告班の増加要員を確保すること。
4. 偽装請負でないことを明らかにするために、客室検査・修繕はSEK担当と会社は説明会で説明していたが、客室検査・修繕業務は「責任施工」ですべて完了させるのか明らかにすること。また、客室内における「一斉点検」もSEKが担当し、責任施工の観点からすべて自己完結させるのか明らかにすること。

5. 「4」項に関連して、自己完結出来ないならその理由を明らかにすること。
6. 「5」項に関連して、「作業で時間がない」という理由であれば、偽装請負の疑いを晴らし、責任施工を自己完結させるためにSEKの増加要員を確保すること。
7. 仕業検査体制の変更時、社員への説明では作業ダイヤの提示はなく、概ね50分との説明であった。また「作業」等がある時はこの限りではないとも説明していたが、組合としては明らかに矛盾していると考えるので会社の見解を明らかにすること。
8. 客室検査・修繕はSEK担当である。客室検査についての車両故障報告書は当然、SEK担当者が作成するはずである。作成しない場合があるならどのような条件下で、SEK担当者が故障報告書を作成しなくていいのか明らかにすること。
9. 客室検査・修繕はSEK担当である。客室検査に関係する作業指示は当然、すべてSEK担当に指示されるべきである。行わない場合があるならどのような条件下で、SEK担当者に作業指示が行われないのか明らかにすること。
10. SEK修繕業務の中に「搭載品の確認および補充作業」とあるが具体的に何を指すのか明らかにすること。(ボンネット内大道具、補助イス、車イス、メガホン、懐中電灯、座布団等ある)
11. SEK修繕業務の中に「材料補充作業」とあるが、具体的に何を指すのか明らかにすること。(蛍光灯、ボンド、テープ、ウェスを含めSEKが修繕で使用した材料か)
12. SEKが客室検査時に発見し、申告班や修繕班に作業を依頼する時、SEKからの依頼であり口頭では偽装請負になるおそれがある。依頼する時の連絡ルートを明らかにすること。
13. 「12」項に関連して、その時の調査結果に基づく車両故障報告書が必要な為、当然SEK担当者が作成しなければならない。SEK担当者が車両故障報告書を作成しない場合があるなら、その理由を明らかにすること。
14. JRのA担当、B担当そしてSEKの客室検査担当の終了を持って仕業検査が完了する。しかし現状の仕業アリス入力画面の「担当C」欄に「該当者なし」は、以前の体制を前提とした入力のままであり異常といえる。SEKの担当者名を入力するかこの欄を削除するためのソフトの改修をすること。

15. 仕業検査の作業時間に関して、A担当、B担当の作業終了時間でいいのか明らかにすること。
16. 庫内で協力して作業を行っている新幹線関西サービックに関して、座席汚損については新幹線関西サービックの責任施工になっているのか明らかにすること。
17. 現在、J RとS E Kで工具を共有して使っているが、今後もこの共有を続けるのか明らかにすること。
18. S E Kが作業で使用する材料（蛍光灯等）をJ Rが管理しているが、今後も材料の管理をJ Rが続けるのか明らかにすること。
19. S E Kが作業に必要な材料を資材置場に取りに行く際、大きな物についてJ Rのエレカ等を使用してもいいのか明らかにすること。

以 上